補本公示０４－３第２５－１号
令 和 ５ 年 ５ 月 ３ １ 日

契約希望者募集要項の変更

（代表公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部管理部長
（連名公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
横須賀、佐世保地方総監部経理部長

補本公示０４－３第２５号（令和４年４月１４日）で公示した、令和４年度～令和６年度「誘導弾の定期検査等」の契約希望者募集要項について、下記のとおり変更します。

記

１　調達品目等
別表の募集区分及び募集地区を追加する。
追加する品目等については別紙のとおり。

添付書類：別　紙

2」
別 表

誘導弾の定期検査等　調達予定品目一覧

番号	機　器　名	募　集　区　分				秘密保全	募集地区		
		定期検査（注１）	調査（注2）	修理（注3）	改造改修		十条	横須賀	佐世保
１５	17式艦対艦誘導弾　本体	○		○		必要	○		○
１６	17式艦対艦誘導弾　誘導部			○		必要	○		○
１７	17式艦対艦誘導弾　弾道部			○			○		○
１８	17式艦対艦誘導弾　サステナ部			○			○		○
１９	17式艦対艦誘導弾　制御部			○			○		○
２０	17式艦対艦誘導弾　発射筒	○		○			○		○
	── 以　下　余　白 ──								

注１：新規納入時検査、Ｄレベル定期検査を含む。
注２：性能劣化調査
注３：故障探求を企図した検査及び修理に必要な部品の入手を含む。

補本公示０４－３第２５号
令和４年４月１４日

令和４年度～令和６年度「誘導弾の定期検査等」の契約希望者募集要項

（代表公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部管理部長
（連名公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
横須賀、佐世保地方総監部経理部長

令和４年度～令和６年度「誘導弾の定期検査等」の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出してください。

記

１　調達品目等
令和４年度～令和６年度「誘導弾の定期検査等」
細部は別表のとおり。

２　公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（４）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（５）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。

ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

（６）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

（７）令和０４・０５・０６年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中である者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者。なお申請中に応募した場合は資格決定後、速やかに資格審査結果通知書（写し）を提出すること。

（８）当該役務の実施に当たり、必要な次の能力・体制を有するか、又は契約締結時までに有することができる者

ア　計測器、試験装置、専用冶工具類の保有又は手配

イ　整備作業用工場の保有又は手配

ウ　貸付品、寄託品及び官給品保管倉庫の保有又は手配

エ　誘導弾に関する専門的技術

オ　「特別防衛秘密」、「特定秘密」及び「秘密」に属する文書、図面及び物件を保管できる設備（別紙中、「秘密保全」の欄に指定がなされている場合に限る。）

カ　秘密保全に関する海上自衛隊の規則類に準じた保全に関する自社規定（別紙中、「秘密保全」の欄に指定がなされている場合に限る。）

キ　秘密を取扱う業務に従事する全職員に対する保全教育実績（別紙中、「秘密保全」の欄に指定がなされている場合に限る。）

ク　不具合発生時における迅速かつ継続的な対応態勢

ケ　武器等製造法に基づく許可（役務に当該法令に定める行為が含まれる場合）

（９）履行で知り得た情報の関係者以外への漏えいあるいは他の事業への利用を行わず適切に管理できる者

（10）日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約若しくは保証できる者

（11）本事業の一部を下請業者に委託する場合は、業務に応じて本項第８号から第１０号に規定する要件を満たすこと。

３　参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び第１号又は第２号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出

を省略することができる。

（１）資格審査結果通知書（写し）

（２）第２項第７号の競争参加資格を有していないものは、会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要）

４　技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、前年度以降に同一の資料を提出したもので、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで第１号から第３号に示す資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

（１）過去５年間における最新の同種契約実績（他官庁又は民間向け実績を含む。実績がない場合は省略可。）

（２）第２項に規定する要件を証明する書類

（３）役務の一部を下請業者に委託する場合は、下請（予定）企業一覧表及び第２項第８号から第１０号に規定する要件を証明する書類

５　参加表明書及び技術資料の提出先等

（１）提出先

海上自衛隊補給本部管理部契約課審査係

〒１１４－８５６５

東京都北区十条台一丁目５－７０

０３－３９０８－５１２１（内線５６６５、５６６６）

（２）提出期間

令和４年４月１４日（木）～令和４年４月２８日（木）

なお、上記の期間にかかわらず、新たに体制、設備等が整った場合は応募することができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

（３）提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（４）提出部数

参加表明書、技術資料共各２部（第３項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は１部）

6　技術資料の審査等

技術資料の提出者は、海上自衛隊補給本部の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

7　審査結果の通知等

公募実施権者は、資格審査結果、技術審査結果を応募者に対し通知する。

8　疑義の申立

（１）審査結果に疑義のある者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア　窓　口

第６項第１号に同じ。

イ　時　間

直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（２）公募実施権者は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

（３）疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から３日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から３日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

9　応募に当たっての留意事項

（１）応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア　提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ　正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ　審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は

入札等を停止することができる。

エ　資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ　提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ　提出書類は、他の目的に使用しない。

キ　提出資料に、受注の可否に影響のある変更が生じた場合は、速やかに報告すること。

ク　当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

（２）資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。

（３）調達品目の仕様に関する問合せを、補給本部管理部契約課審査係に行うことができる。

添付書類：別紙様式

別　表

別紙様式

○○．○○．○○

（記入例）

海上自衛隊補給本部管理部長　　殿

○○○○○○㈱

代表取締役社長　○○　○○

参　加　表　明　書

令和４年度～令和６年度「誘導弾の定期検査等」（補本公示０４－３第２５号（令和４年４月１４日））について、下記のとおり応募します。

記

番号	機　器　名	募　集　区　分				秘密保全	募　集　地　区		
		定期検査	調査	修理	改造改修		十条	横須賀	佐世保
1	９０式艦対艦誘導弾　本体	○		○		○	○	○	

添付書類：１　資格審査結果通知書

２　技術資料一式

別 表

誘導弾の定期検査等　調達予定品目一覧

番号	機　器　名	募　集　区　分				秘密保全	募集地区		
		定期検査（注１）	調査（注2）	修理（注3）	改造改修		十条	横須賀	佐世保
1	90式艦対艦誘導弾　本体	○		○		必要	○	○	
2	90式艦対艦誘導弾　誘導部			○		必要	○	○	
3	90式艦対艦誘導弾　弾頭部			○			○	○	
4	90式艦対艦誘導弾　サステナ部			○			○	○	
5	90式艦対艦誘導弾　制御部			○			○	○	
6	90式艦対艦誘導弾　発射筒	○		○			○	○	
7	91式空対艦誘導弾　本体	○		○		必要	○	○	
8	91式空対艦誘導弾　誘導部			○		必要	○	○	
9	91式空対艦誘導弾　弾頭部			○			○	○	
１０	91式空対艦誘導弾　サステナ部			○			○	○	
１１	91式空対艦誘導弾　制御部			○			○	○	
１２	誘導弾（シースパロー）	○				必要	○	○	○
１３	誘導弾（ＥＳＳＭ）	○				必要	○	○	○
１４	ミサイル評価装置N-RD-79			○	○		○		
	── 以　下　余　白 ──								

注１：新規納入時検査、Ｄレベル定期検査を含む。
注２：性能劣化調査
注３：故障探求を企図した検査及び修理に必要な部品の入手を含む。